

令和5年度

越谷市労働報酬等審議会第2回会議

日 時 令和6年3月14日(木) 14:00～

場 所 中央市民会館5階 特別会議室

次 第

○審議会第2回会議

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

① 令和4年度、5年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

(2) 協議事項

① 建設工事に係る労働報酬下限額について

② 見習い・年金受給者に係る労働報酬下限額について

(1) 特例的な労働報酬下限額の計算方法について

(2) 見習いの定義づけについて

(3) 年金受給者に係る特例的下限額を設定する必要性について

3 その他

4 閉会

越谷市労働報酬等審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

令和5年10月1日現在

	氏名	委員区分	所属	その他
委員	なかざわ のぶひろ 中澤 伸浩	学識経験者	埼玉弁護士会越谷支部	なかざわ法律事務所
	やまもと よしこ 山本 佳子	学識経験者	埼玉県社会保険労務士会越谷支部 支部長	山本佳子社会保険労務士事務所 所長
	たかはし かずひこ 高橋 和彦	事業者	越谷建設推進協同組合 理事	高元建設株式会社 代表取締役
	はまぐち たつさぶろう 濱口 達三郎	事業者	一般社団法人埼玉県経営者協会	東彩ガス株式会社 執行役員総務部長
	たにの しげひさ 谷野 成寿	労働者	埼玉土建一般労働組合越谷支部 書記長	
	やました ひろゆき 山下 弘之	労働者	越谷地区労働組合協議会 副議長	

委嘱期間 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで

令和 5 年度越谷市労働報酬等審議会第 2 回会議資料

【報告事項】

- ① 令和 4、5 年度労働報酬下限額適用案件の
履行状況等について

① 令和4、5年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

令和4年度

【労働報酬下限額適用案件数】

工事請負	17件	業務委託	32件
指定管理協定	1件	合計	50件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (機械設備)	129,800,000	(株)ナカノヤ
2	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (電気設備)	93,500,000	太洋電設工業(株)
3	旧越谷市立蒲生小学校校舎等解体工事	478,500,000	高元建設(株)
4	七左エ門川改修工事 (除塵機)	54,340,000	大同機工(株)
5	(仮称) 緑の森公園保育所建設工事 (建築)	971,300,000	和光・水谷経常 JV
6	児童館ヒマワリ冷暖房設備改修工事	80,300,000	(株)ナカノヤ
7	北越谷学童保育室建設工事	83,600,000	(有)大熊建設
8	千疋幹線排水路整備工事 4-1	126,500,000	池中建設(株)
9	大相模分団第2部器具置場及び耐震性貯水槽新設工事	96,030,000	(株)豊田工務店
10	新川都市下水路築造工事 (3-2)	140,580,000	山崎建設(株)
11	公園整備工事 ((仮称) 西大袋第1号公園)	143,000,000	(株)鈴木組
12	橋梁耐震整備工事 (廣橋)	103,400,000	山崎建設(株)
13	越谷市立城ノ上小学校LED照明整備工事	49,874,000	太洋電設工業(株)
14	平新川調整池整備工事 (4-1)	66,000,000	池中建設(株)
15	(仮称) 桜井分署建設用地造成工事	75,130,000	三ツ和総合建設業協同組合 埼玉東部営業所
16	橋梁補修工事 (ノ切橋)	57,530,000	(株)鈴木組
17	越谷市役所外構整備工事	679,250,000	高元・猪又経常 JV

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	街路樹等管理委託 (市道2340号線外53か所)	29,700,000	(有)片桐造園
2	街路樹等管理委託 (市道1130号線外31か所)	21,670,000	(株)中新造園
3	街路樹等管理委託 (市道2300号線外44か所)	16,500,000	(有)宝亀園
4	街路樹等管理委託 (市道2110号線外32か所)	14,410,000	(株)深野造園
5	街路樹等管理委託 (市道1050号線外27か所)	9,526,000	(株)東武園芸
6	公園等管理委託 (緑の森公園外36か所)	44,990,000	(株)サンエー緑化
7	公園等管理委託 (越谷総合公園外28か所)	40,865,000	(株)中新造園
8	公園等管理委託 (鷺高第五公園外21か所)	32,626,000	(株)深野造園
9	公園等管理委託 (元荒川緑道外3か所)	27,181,000	(株)東武園芸
10	公園管理委託 (大吉公園外12か所)	25,477,100	(株)東武緑化サービス
11	公園等管理委託 (千間台第四公園外18か所)	24,200,000	(有)クリーンガーデン 緑屋
12	公園管理委託 (平方公園外13か所)	23,870,000	(株)東武園芸
13	公園管理委託 ((仮称) 大相模調節池親水公園)	23,826,000	(株)深野造園

14	公園等管理委託（出羽公園外18か所）	22,440,000	(株)中新造園
15	公園等管理委託（蒲生公園外14か所）	17,105,000	(株)大樹
16	除草業務委託（その1）	11,000,000	(株)深野造園
17	除草業務委託（その2）	12,100,000	(株)東武園芸
18	草刈清掃委託（西大袋その1）	12,100,000	(有)片桐造園
19	草刈清掃委託（西大袋その2）	10,450,000	(株)深野造園
20	街路樹剪定委託（市道80087号線外8路線）	19,140,000	(有)片桐造園
21	街路樹剪定委託（市道1020号線外5路線）	12,100,000	(株)東武園芸
22	街路樹剪定委託（市道2110号線外2路線）	10,890,000	(株)深野造園
23	街路樹剪定委託（市道2190号線外4路線）	9,900,000	(株)中新造園
24	桜井地区センター・地域包括支援センター桜井清掃業務委託（長期継続契約）	10,509,048	(株)むさしビルクリナー
25	越谷市被保護者就労支援事業業務委託（長期継続契約）	34,231,384	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
26	越谷市生活困窮者自立支援事業業務委託（長期継続契約）	92,502,740	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
27	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（北部地区）（長期継続契約）	13,427,400	特定非営利活動法人合
28	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（東部地区）（長期継続契約）	13,500,000	社会福祉法人平徳会
29	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（南部地区）（長期継続契約）	13,500,000	特定非営利活動法人結
30	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（西部地区）（長期継続契約）	13,500,000	医療法人秀峰会
31	越谷市立病院医事業務等業務委託（長期継続契約・単価契約）	718,565,548	(株)セラム
32	物品供給管理システム業務委託（市立病院）	288,750,000	アフレッサメディカルサービス（株）

○指定管理協定 案件一覧

No.	契約名	上限額	業者名
1	男女共同参画支援センター	147,800,000	街活性室(株)

【履行状況報告書提出件数】

工事請負 17件 業務委託 32件
 指定管理協定 1件 合計 50件 ※全て提出済み

【従事労働者数】 ○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・アルバイト	その他(下請等)	合計
工事請負	358人	6人	926人	1,290人
業務委託	214人	79人	73人	366人
指定管理	2人	7人	0人	9人
合計	574人	92人	999人	1,665人

【最低支払賃金額の報告状況】 R 4

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,723	2,800	3,600
普通作業員	2,408	2,490	2,875
軽作業員	1,688	—	—
造園工	2,363	2,380	2,750
法面工	3,004	—	—
とび工	3,072	3,125	3,500
石工	3,027	—	—
ブロック工	2,847	3,125	3,125
電工	2,734	2,750	4,000
鉄筋工	3,105	3,120	3,120
鉄骨工	2,824	—	—
塗装工	3,229	3,250	3,350
溶接工	3,297	3,425	3,425
運転手（特殊）	2,903	3,176	3,800
運転手（一般）	2,532	2,550	2,800
潜かん工	3,499	—	—
潜かん世話役	4,152	—	—
さく岩工	3,522	—	—
トンネル特殊工	3,488	—	—
トンネル作業員	2,847	—	—
トンネル世話役	3,837	—	—
橋りょう特殊工	3,510	—	—
橋りょう塗装工	3,510	—	—
橋りょう世話役	3,972	—	—
土木一般世話役	2,835	3,095	3,800
高級船員	3,432	—	—
普通船員	2,723	—	—
潜水士	4,624	—	—
潜水連絡員	3,409	—	—
潜水送気員	3,342	—	—
山林砂防工	3,027	—	—
軌道工	5,603	—	—
型わく工	2,982	3,000	3,085
大工	2,880	2,900	2,937
左官	3,072	3,220	3,750
配管工	2,599	2,620	3,300
はつり工	2,880	3,562	3,562
防水工	3,297	—	—
板金工	3,263	3,312	3,312
タイル工	2,672	3,500	3,500
サッシ工	2,982	—	—

屋根ふき工	2,772	2,780	2,780
内装工	3,184	3,190	3,250
ガラス工	2,970	—	—
建具工	2,798	2,875	2,875
ダクト工	2,678	—	—
保温工	2,599	—	—
建築ブロック工	2,764	—	—
設備機械工	2,622	3,125	3,300
交通誘導警備員A	1,733	2,500	2,500
交通誘導警備員B	1,542	1,650	2,000
見習い	1,350	—	—
年金受給	1,350	—	—

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,009円	1,010円	1,904円

指定管理

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,009円	1,010円	1,010円

令和5年度

【労働報酬下限額適用案件数】※2月22日現在

工事請負	30件	業務委託	35件
指定管理協定	0件	合計	65件

○工事請負 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	橋梁耐震整備工事（千代田橋）	288,200,000	池中建設(株)
2	越谷市立大袋小学校外構等改修工事	232,980,000	高元建設(株)
3	公園整備工事（(仮称)西大袋第1号公園）二期工事	286,000,000	(株)鈴木組
4	道路改良工事（市道40001号線外2路線）	66,000,000	山崎建設(株)
5	越谷市立城ノ上小学校太陽光設備整備工事	52,745,000	(有)スバル電業
6	公共下水道築造工事 4-1	161,700,000	(株)鈴木組
7	公園整備工事（緑の森公園）	73,535,000	太陽建設工業(株)
8	しらこぼと運動公園競技場改修工事	238,700,000	オザワロード(株)
9	市立病院手術室空調設備改修工事	228,800,000	(株)ナカノヤ
10	千疋幹線排水路整備工事5-1	126,500,000	池中建設(株)
11	新川都市下水路築造工事（4-1）	143,000,000	山崎建設(株)
12	かんがい排水整備工事（5-1）	84,700,000	山崎建設(株)
13	平新川調整池整備工事（5-1）	137,500,000	池中建設(株)
14	耐震性貯水槽新設工事（レイクタウン第七公園、東越谷六丁目公園）	59,620,000	三ツ和総合建設業協同組合 埼玉東部営業所
15	末田落とし改修工事5-1	96,360,000	山崎建設(株)
16	越谷市立大沢北小学校屋内運動場空調設備設置工事	104,720,000	(株)ナカノヤ
17	越谷市立千間台小学校屋内運動場空調設備設置工事	108,570,000	(株)ナカノヤ
18	越谷市立花田小学校屋内運動場空調設備設置工事	103,290,000	(株)ナカノヤ
19	越谷市立大袋北小学校屋内運動場空調設備設置工事	87,670,000	(株)桶新設備
20	越谷市立平方小学校屋内運動場空調設備設置工事	101,860,000	(株)ナカノヤ
21	越谷市立宮本小学校屋内運動場空調設備設置工事	86,900,000	(株)ナカノヤ
22	越谷市立出羽小学校屋内運動場空調設備設置工事	74,723,000	(株)協和設備
23	(仮称)共同消防指令センター建設工事（電気設備）	130,900,000	村川電気工業(株)
24	越谷市立大間野小学校屋内運動場空調設備設置工事	72,043,400	(株)協和設備
25	越谷市立西中学校照明器具LED化工事	55,000,000	太洋電設工業(株)
26	越谷市立東中学校照明器具LED化工事	51,150,000	太洋電設工業(株)
27	(仮称)共同消防指令センター建設工事（機械設備）	115,830,000	(株)豊田設備
28	鷺高ポンプ場電気設備改築工事	225,500,000	(株)大久保電気
29	市立図書館エアハンドリングユニット改修工事	66,000,000	(株)ナカノヤ
30	応急対策工事（5-6）	53,020,000	山崎建設(株)

○業務委託 案件一覧

No.	契約名	契約金額(円)	業者名
1	街路樹等管理委託（市道2340号線外52か所）	30,195,000	(有)片桐造園
2	街路樹等管理委託（市道1130号線外31か所）	22,000,000	(株)中新造園

3	街路樹等管理委託（市道2300号線外44か所）	17,490,000	(有)宝亀園
4	街路樹等管理委託（市道2110号線外32か所）	15,895,000	(株)深野造園
5	街路樹等管理委託（市道1050号線外27か所）	9,495,200	(株)東武緑化サービス
6	除草業務委託（その1）	13,915,000	(株)深野造園
7	除草業務委託（その2）	12,155,000	(株)東武園芸
8	公園等管理委託（見田方遺跡公園外36か所）	52,910,000	(株)サンエー緑化
9	公園等管理委託（越谷総合公園外28か所）	47,300,000	(株)中新造園
10	公園等管理委託（鷺高第五公園外21か所）	36,850,000	(株)深野造園
11	公園等管理委託（元荒川緑道外3か所）	30,470,000	(株)東武園芸
12	公園管理委託（大吉公園外12か所）	28,710,000	(株)東武緑化サービス
13	公園管理委託（(仮称)大相模調節池親水公園）	27,720,000	(株)東武園芸
14	公園管理委託（平方公園外14か所）	27,500,000	(株)東武園芸
15	公園等管理委託（千間台第四公園外17か所）	27,060,000	(株)東武緑化サービス
16	公園等管理委託（出羽公園外18か所）	26,070,000	(株)中新造園
17	公園等管理委託（蒲生公園外14か所）	21,120,000	(株)東武緑化サービス
18	公園等管理委託（南荻島公園外14か所）	10,780,000	(有)宝亀園
19	草刈清掃委託（西大袋その1）	11,858,000	(有)片桐造園
20	草刈清掃委託（西大袋その2）	10,395,000	(株)深野造園
21	街路樹剪定委託（市道1130号線外5路線）	17,160,000	(株)中新造園
22	街路樹剪定委託（市道1120号線外3路線）	10,890,000	(株)東武園芸
23	街路樹剪定委託（市道2350号線外8路線）	10,450,000	(有)片桐造園
24	夜間急患診療所清掃業務委託（長期継続契約）	9,521,600	(株)庶務サービス
25	保健所・保健センター清掃業務委託（長期継続契約）	93,060,000	日本環境マネジメント(株)
26	児童館ヒマワリ清掃業務委託（長期継続契約）	23,641,200	(株)リンレイサービス
27	児童館コスモス清掃業務委託（長期継続契約）	23,870,000	首都圏環境サービス(株)
28	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（北部地区）	83,947,775	特定非営利活動法人合
29	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（南部地区）	84,000,000	特定非営利活動法人結
30	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（東部地区）	84,000,000	社会福祉法人平徳会
31	越谷市障害者等相談支援事業業務委託（西部地区）	80,790,609	医療法人秀峰会
32	越谷市障害者就労支援事業業務委託	53,656,416	ウェルビー(株)
33	大相模地区センター清掃業務委託	9,306,000	アイル・コーポレーション(株)
34	市立図書館設備等保守管理業務委託（長期継続契約）	22,275,000	アイル・コーポレーション(株)
35	市立図書館清掃業務委託（長期継続契約）	23,760,000	アイル・コーポレーション(株)

【履行状況報告書提出件数】 ※2月20日現在

工事請負 24件 業務委託 34件
指定管理協定 0件 合計 58件 ※未着手案件以外全て提出済み

【従事労働者数】 ○履行状況報告書が提出された全案件の従事労働者数をまとめた一覧

	正社員	パート・アルバイト	その他(下請等)	合計
工事請負	61人	5人	289人	355人
業務委託	188人	74人	79人	341人
指定管理	—	—	—	—
合計	249人	79人	368人	696人

【最低支払賃金額の報告状況】R5

工事請負

○履行状況報告書が提出された全案件のうち職種ごとの最低支払賃金額をまとめた一覧

職種	労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
特殊作業員	2,835	2,850	3,600
普通作業員	2,576	2,587	3,125
軽作業員	1,834	—	—
造園工	2,565	2,565	2,800
法面工	3,240	—	—
とび工	3,285	3,300	3,980
石工	3,285	—	—
ブロック工	3,105	—	—
電工	2,948	2,980	3,725
鉄筋工	3,206	3,240	3,240
鉄骨工	2,903	—	—
塗装工	3,330	3,350	3,350
溶接工	3,420	—	—
運転手（特殊）	3,173	3,500	3,800
運転手（一般）	2,689	2,700	3,375
潜かん工	3,611	—	—
潜かん世話役	4,489	—	—
さく岩工	3,825	—	—
トンネル特殊工	3,600	—	—
トンネル作業員	3,026	—	—
トンネル世話役	4,140	—	—
橋りょう特殊工	3,645	—	—
橋りょう塗装工	3,521	—	—
橋りょう世話役	4,095	—	—
土木一般世話役	3,094	3,100	3,800
高級船員	3,758	—	—
普通船員	2,981	—	—
潜水士	4,939	—	—
潜水連絡員	3,701	—	—
潜水送気員	3,623	—	—
山林砂防工	3,263	—	—
軌道工	6,030	—	—
型わく工	3,083	3,240	3,240
大工	3,105	—	—
左官	3,218	—	—
配管工	2,768	2,800	3,100
はつり工	3,071	3,280	3,280
防水工	3,555	—	—
板金工	3,443	—	—
タイル工	2,932	—	—
サッシ工	3,229	—	—

屋根ふき工	2,960	—	—
内装工	3,386	—	—
ガラス工	3,229	—	—
建具工	2,932	—	—
ダクト工	2,914	—	—
保温工	2,824	—	—
建築ブロック工	2,932	—	—
設備機械工	2,858	—	—
交通誘導警備員A	1,890	2,500	2,550
交通誘導警備員B	1,676	1,688	2,250
見習い	1,467	—	—
年金受給	1,467	—	—

業務委託

○履行状況報告書が提出された全案件の最低支払賃金額をまとめた一覧

労働報酬下限額	最低支払賃金額 (最低額)	最低支払賃金額 (最高額)
1,035円	1,035円	2,143円

【報告】

令和4年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等については、まず、建設工事において対象となっていた職種は、見習い、年金受給者も含め全職種において労働報酬下限額以上の支払いがされていると報告をいただいています。

業務委託においても、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けています。

履行状況報告書において、報告事項で求めている関係法令の遵守状況等の報告については、報告のあった全ての案件において、全項目が適正に遵守されていることを確認済みです。

令和5年度の労働報酬下限額適用案件の履行状況等の報告については、建設工事では、債務負担行為の複数年契約の案件で未着手の工事(6件)がありますが、それ以外の工事についてはすべて報告を受けております。

業務委託を含め、これまで報告をいただいている案件については、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けており、関係法令の遵守状況等の報告についても、全項目が適正に遵守されていることを確認済みです。

令和 5 年度越谷市労働報酬等審議会第 2 回会議資料

【協議事項】

- ①建設工事に係る労働報酬下限額について
- ②見習い・年金受給者に係る労働報酬下限額について
 - (1) 特例的な労働報酬下限額の計算方法について
 - (2) 見習いの定義づけについて
 - (3) 年金受給者に係る特例的下限額を設定する必要性について

①建設工事に係る労働報酬下限額について

1 令和5年度労働報酬下限額の設定状況

(1) 令和5年度公共工事設計労務単価の90%を基準

[単位:円(1時間あたり)]

No.	職 種	設計労務 単価	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	設計労務 単価	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	3,150	2,835	27	普通船員	3,313	2,981
2	普通作業員	2,863	2,576	28	潜水士	5,488	4,939
3	軽作業員	2,038	1,834	29	潜水連絡員	4,113	3,701
4	造園工	2,850	2,565	30	潜水送気員	4,025	3,623
5	法面工	3,600	3,240	31	山林砂防工	3,625	3,263
6	とび工	3,650	3,285	32	軌道工	6,700	6,030
7	石工	3,650	3,285	33	型わく工	3,425	3,083
8	ブロック工	3,450	3,105	34	大工	3,450	3,105
9	電工	3,275	2,948	35	左官	3,575	3,218
10	鉄筋工	3,563	3,206	36	配管工	3,075	2,768
11	鉄骨工	3,225	2,903	37	はつり工	3,413	3,071
12	塗装工	3,700	3,330	38	防水工	3,950	3,555
13	溶接工	3,800	3,420	39	板金工	3,825	3,443
14	運転手(特殊)	3,525	3,173	40	タイル工	—	2,932
15	運転手(一般)	2,988	2,689	41	サッシ工	3,588	3,229
16	潜かん工	4,013	3,611	42	屋根ふき工	—	2,960
17	潜かん世話役	4,988	4,489	43	内装工	3,763	3,386
18	さく岩工	4,250	3,825	44	ガラス工	3,588	3,229
19	トンネル特殊工	4,000	3,600	45	建具工	—	2,932
20	トンネル作業員	3,363	3,026	46	ダクト工	3,238	2,914
21	トンネル世話役	4,600	4,140	47	保温工	3,138	2,824
22	橋りょう特殊工	4,050	3,645	48	建築ブロック工	—	2,932
23	橋りょう塗装工	3,913	3,521	49	設備機械工	3,175	2,858
24	橋りょう世話役	4,550	4,095	50	交通誘導警備員A	2,100	1,890
25	土木一般世話役	3,438	3,094	51	交通誘導警備員B	1,863	1,676
26	高級船員	4,175	3,758		見習い等	—	1,467

(2) 設計労務単価が設定されていない職種

①屋根ふき工

最後に設定された平成22年度設計労務単価に、現在までの設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた値を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

②タイル工、建具工、建築ブロック工

令和4年度の埼玉県による単価に、令和5年度の設計労務単価の伸び率(埼玉県平均)を乗じた額を設計労務単価とみなし、その90%を下限額とした。

③見習い、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者

軽作業員の労働報酬下限額の80%に相当する金額

2 令和6年度建設工事に係る労働報酬下限額

(1) 勘案事項

条例第6条第2項第1号の規定により、建設工事の下限額の設定にあたり、本市では設計労務単価を勘案することとしております。

設計労務単価

農林水産省及び国土交通省が、公共工事の積算に用いるため、公共工事に従事する労働者の賃金を調査（公共事業労務費調査）し、毎年決定するものです。国の各省庁のほか、全国の地方公共団体において、公共工事の積算に使用されています

○埼玉県における設計労務単価の推移

職種	R6(R6. 2月改定)			R5(R5. 2月改定)			職種	R6(R6. 2月改定)			R5(R5. 2月改定)		
	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額		1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額	1時間あたり	引き上げ率	引き上げ額
01 特殊作業員	3,338	5.95%	188	3,150	4.13%	125	27 普通船員	3,675	10.94%	362	3,313	9.50%	288
02 普通作業員	3,038	6.11%	175	2,863	7.01%	188	28 潜水士	5,713	4.10%	225	5,488	6.81%	350
03 軽作業員	2,113	3.68%	75	2,038	8.67%	163	29 潜水連絡員	4,300	4.56%	187	4,113	8.58%	325
04 造園工	3,088	8.33%	238	2,850	8.57%	225	30 潜水送気員	4,200	4.35%	175	4,025	8.42%	312
05 法面工	3,738	3.82%	138	3,600	7.87%	262	31 山林砂防工	3,825	5.52%	200	3,625	7.81%	262
06 とび工	3,800	4.11%	150	3,650	6.96%	237	32 軌道工	6,963	3.92%	263	6,700	7.63%	475
07 石工	3,850	5.48%	200	3,650	8.55%	287	33 型わく工	3,725	8.76%	300	3,425	3.40%	112
08 ブロック工	3,638	5.43%	188	3,450	9.09%	287	34 大工	3,588	3.99%	138	3,450	7.81%	250
09 電工	3,400	3.82%	125	3,275	7.82%	237	35 左官	3,725	4.20%	150	3,575	4.76%	162
10 鉄筋工	3,775	5.96%	212	3,563	3.26%	113	36 配管工	3,225	4.88%	150	3,075	6.49%	187
11 鉄骨工	3,400	5.43%	175	3,225	2.79%	87	37 はつり工	3,563	4.40%	150	3,413	6.64%	213
12 塗装工	3,850	4.05%	150	3,700	3.14%	112	38 防水工	4,113	4.11%	163	3,950	7.85%	287
13 溶接工	3,950	3.95%	150	3,800	3.75%	137	39 板金工	4,025	5.23%	200	3,825	5.52%	200
14 運転手(特殊)	3,663	3.90%	138	3,525	9.30%	300	40 タイル工	—	—	—	—	—	—
15 運転手(一般)	3,150	5.44%	162	2,988	6.22%	175	41 サッシ工	3,763	4.88%	175	3,588	8.30%	275
16 潜かん工	4,363	8.72%	350	4,013	3.22%	125	42 屋根ふき工	—	—	—	—	—	—
17 潜かん世話役	5,188	4.01%	200	4,988	8.13%	375	43 内装工	3,938	4.65%	175	3,763	6.36%	225
18 さく岩工	4,438	4.41%	188	4,250	8.63%	337	44 ガラス工	3,725	3.83%	137	3,588	8.71%	288
19 トンネル特殊工	4,363	9.06%	363	4,000	3.23%	125	45 建具工	—	—	—	—	—	—
20 トンネル作業員	3,663	8.92%	300	3,363	6.32%	200	46 ダクト工	3,363	3.86%	125	3,238	8.82%	263
21 トンネル世話役	4,825	4.89%	225	4,600	7.92%	337	47 保温工	3,263	3.98%	125	3,138	8.66%	250
22 橋りょう特殊工	4,213	4.01%	163	4,050	3.85%	150	48 建築ブロック工	—	—	—	—	—	—
23 橋りょう塗装工	4,188	7.03%	275	3,913	0.32%	13	49 設備機械工	3,300	3.94%	125	3,175	9.01%	262
24 橋りょう世話役	4,738	4.12%	188	4,550	3.12%	137	50 交通誘導員A	2,213	5.36%	113	2,100	9.09%	175
25 土木一般世話役	3,675	6.91%	237	3,438	9.13%	288	51 交通誘導員B	1,988	6.71%	125	1,863	8.76%	150
26 高級船員	4,550	8.98%	375	4,175	9.51%	362	埼玉県平均	単純平均	5.38%		単純平均	6.80%	
							全国平均		5.9%			5.2%	

※「屋根ふき工」「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、設計労務単価が設定されておりません。

(2) 他自治体の状況

①積算方法

各自治体が、それぞれに適用される設計労務単価に、概ね一定の率を乗じた額を労働報酬上限額としています。

○令和5年度

計29自治体中

【92%】(2自治体) 川崎市 港区

【90%】(15自治体) 多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、足立区、三木市、千代田区、加西市、加東市、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、越谷市

【85%】(4自治体) 野田市、草加市、世田谷区、日野市

【80%】(5自治体) 直方市、豊橋市、佐賀市、富士見市、流山市

【78%】(3自治体) 高知市、我孫子市、豊川市

②下限額

○各団体の令和5年度下限額と設計労務単価との比率

自治体名	賃金下限額						設計労務単価(R5.2)		
	特殊作業員		普通作業員		軽作業員		特殊作業員	普通作業員	軽作業員
	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比	下限額	設計労務単価比			
19 越谷市	2,835	90%	2,576	90%	1,834	90%	3,150	2,863	2,038
1 千葉県野田市	2,784	85%	2,402	85%	1,711	85%	3,275	2,825	2,013
2 神奈川県川崎市	3,094	92%	2,749	92%	1,898	92%	3,363	2,988	2,063
3 東京都多摩市	2,892	87%	2,510	84%	1,755	84%	3,338	2,988	2,100
4 神奈川県相模原市	3,027	90%	2,690	90%	1,857	90%	3,363	2,988	2,063
5 東京都国分寺市	3,004	90%	2,689	90%	1,890	90%	3,338	2,988	2,100
6 東京都渋谷区	3,004	90%	2,689	90%	1,890	90%	3,338	2,988	2,100
7 神奈川県厚木市	3,027	90%	2,690	90%	1,857	90%	3,363	2,988	2,063
8 福岡県直方市	2,350	80%	2,080	80%	1,430	80%	2,938	2,600	1,788
9 東京都足立区	2,892	87%	2,510	84%	1,755	84%	3,338	2,988	2,100
10 兵庫県三木市	2,480	90%	2,390	90%	1,590	90%	2,750	2,650	1,763
11 東京都千代田区	3,004	90%	2,689	90%	1,890	90%	3,338	2,988	2,100
12 埼玉県草加市	2,723	86%	2,408	84%	1,688	83%	3,150	2,863	2,038
13 東京都世田谷区	2,837	85%	2,540	85%	1,785	85%	3,338	2,988	2,100
14 高知県高知市	2,110	78%	1,760	75%	1,440	77%	2,700	2,350	1,875
15 千葉県我孫子市	2,510	77%	2,110	75%	1,490	74%	3,275	2,825	2,013
16 兵庫県加西市	2,470	90%	2,380	90%	1,580	90%	2,750	2,650	1,763
17 兵庫県加東市	2,470	90%	2,380	90%	1,580	90%	2,750	2,650	1,763
18 愛知県豊橋市	2,540	80%	2,210	80%	1,710	80%	3,175	2,763	2,138
20 東京都目黒区	3,005	90%	2,690	90%	1,890	90%	3,338	2,988	2,100
21 東京都日野市	2,837	85%	2,540	85%	1,785	85%	3,338	2,988	2,100
22 愛知県豊川市	2,477	78%	2,155	78%	1,668	78%	3,175	2,763	2,138
23 東京都新宿区	2,892	87%	2,509	84%	1,755	84%	3,338	2,988	2,100
24 東京都杉並区	3,004	90%	2,689	90%	1,890	90%	3,338	2,988	2,100
25 東京都江戸川区	2,892	87%	2,509	84%	1,755	84%	3,338	2,988	2,100
26 佐賀県佐賀市	2,070	80%	1,780	80%	1,380	80%	2,588	2,225	1,725
27 埼玉県富士見市	2,520	80%	2,290	80%	1,630	80%	3,150	2,863	2,038
28 千葉県流山市	2,620	80%	2,260	80%	1,610	80%	3,275	2,825	2,013
29 東京都港区	3,071	92%	2,749	92%	1,932	92%	3,338	2,988	2,100

○対応案：越谷市は平成29年度から公共工事設計労務単価の90パーセントを基準としており、また多くの自治体が90パーセントを採用していることから、令和6年度についても公共工事設計労務単価の90パーセントを基準とする。

(3) 設計労務単価が設定されていない職種等の労働報酬下限額の取扱い

①職種：屋根ふき工

「屋根ふき工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、平成26年度に全国単純平均値が参考値として示されて以降、設計労務単価が設定されていないほか、埼玉県においても、同様に単価が設定されていない状況があります。

「屋根ふき工」とは・・・屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの（板金工事に該当するものを除く）

○対応案：令和5年度同様に「案1」の積算を採用する。

【案1】最後に設定された正式な設計労務単価（平成22年度・埼玉県適用の値）に、平成23年度から現在までの設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。（野田市、三木市）

※設計労務単価の90%とした場合

$$\begin{aligned} & 16,200\text{円（平成22年度設計労務単価）} \times 0.9964 \text{（平成23年度伸び率）} \\ & \times 1.0213 \text{（平成24年度伸び率）} \times 1.1779 \text{（平成25年度伸び率）} \\ & \times 1.0759 \text{（平成26年度伸び率）} \times 1.0256 \text{（平成27年度伸び率）} \\ & \times 1.0239 \text{（平成28年度伸び率）} \times 1.0169 \text{（平成29年度伸び率）} \\ & \times 1.0242 \text{（平成30年度伸び率）} \times 1.0311 \text{（令和元年度伸び率）} \\ & \times 1.0117 \text{（令和2年度伸び率）} \times 1.0141 \text{（令和3年度伸び率）} \\ & \times 1.0193 \text{（令和4年度伸び率）} \times 1.0680 \text{（令和5年度伸び率）} \\ & \times 1.0538 \text{（令和6年度伸び率）} \\ & \div 8\text{時間} \times 90\% \doteq \underline{\underline{3,119\text{円}}} \quad (\text{※R5年度は2,960円}) \end{aligned}$$

令和5年度下限額の積算として採用した対応

【案2】平成26年度の参考値（全国平均値）を設計労務単価とみなし下限額を積算する。
（草加市、多摩市等）

※設計労務単価の90%とした場合

$$14,637\text{円（参考値）} \div 8\text{時間} \times 90\% \doteq \underline{\underline{1,647\text{円}}}$$

【案3】平成26年度の参考値（全国平均値）に、平成27年度から令和6年度の設計労務単価の伸び率（全国平均）を乗じた値を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合

$$\begin{aligned} & 14,637\text{円（参考値）} \times 1.042 \text{（平成27年度伸び率）} \\ & \times 1.049 \text{（平成28年度伸び率）} \times 1.034 \text{（平成29年度伸び率）} \\ & \times 1.028 \text{（平成30年度伸び率）} \times 1.033 \text{（令和元年度伸び率）} \\ & \times 1.025 \text{（令和2年度伸び率）} \times 1.012 \text{（令和3年度伸び率）} \\ & \times 1.025 \text{（令和4年度伸び率）} \times 1.052 \text{（令和5年度伸び率）} \\ & \times 1.059 \text{（令和6年度伸び率）} \\ & \div 8\text{時間} \times 90\% \doteq \underline{\underline{2,376\text{円}}} \quad (\text{※R5年度は2,244円}) \end{aligned}$$

②職種：タイル工・建具工・建築ブロック工

「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」については、賃金調査時に十分な有効標本数が確保できなかった等の理由により、令和6年度の設計労務単価が設定されておらず、埼玉県による令和5年度の単価は設定されておりますが、新年度の単価については、例年4月の公表となっている状況があります。

○対応案：令和5年度同様に「案1」の積算を採用する。

【案1】 令和5年度の埼玉県による単価に、令和6年度の設計労務単価の伸び率（埼玉県平均）を乗じた額を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合（例：建具工）

25,700円（令和5年度県単価）×1.0538（令和6年度伸び率）÷8時間×90%≒**3,047円**（※R5年度は2,932円）

令和5年度下限額の積算として採用した対応

【案2】 令和5年度の埼玉県による単価を設計労務単価とみなし、下限額を積算する。

※設計労務単価の90%とした場合（例：建具工）

25,700円（令和5年度県単価）÷8時間×90%≒**2,891円**

②見習い・年金受給者に係る労働報酬下限額について

1 「見習い」として従事する労働者等、又は「年金等の受給」のために労働の対価を調整している労働者等

技術が熟練していない「見習い」として従事する労働者に対して通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となり雇いやめ等のおそれがあること、また、「年金受給」のために労働時間数や時給等を調整している労働者に下限額を適用することは、労働者にとって不利益となるおそれがあること等を踏まえ、特例として下限額を定めるものです。

昨年度までの審議内容を踏まえ、これら特例的な労働報酬下限額の水準について、また「見習い」の定義づけについて、さらに「年金受給者」の特例報酬額設定の必要性の有無について、ご協議をお願いいたします。

○昨年度第3回会議結果

- (1) 「見習い等」及び「年金受給者」の労働報酬下限額について、軽作業員の労働報酬下限額の80%という報酬水準は妥当である。
- (2) 「見習い」については、定義があいまいであるため、低賃金雇用の抜け穴とならないよう、アンケート調査を行ったうえで、定義づけができないか、次回審議会で議論する。
- (3) 「手元」については、現場において必ずしも経験の浅い労働者を指す言葉ではないので、今回から特例報酬額の対象外とする。
- (4) 「年金受給者」については、アンケートでも一部存在が確認されており、直ちに対象外とするという判断はしにくいですが、令和4年度から在職老齢年金の支給調整基準が47万円に拡大されたことも踏まえ、アンケート調査を行ったうえで、特例報酬額設定の必要性の有無について、次回審議会で議論する。

(1) 特例的な労働報酬下限額の計算方法について

令和5年度まで、見習い等の下限額は、軽作業員の労働報酬下限額を基準とし、当該下限額の80%に設定しています。

令和5年度見習い・手元等の下限額

$$1,834 \text{円 (令和5年度軽作業員下限額)} \times 80\% \div 1,467 \text{円}$$

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1,224円	1,260円	1,314円	1,342円	1,350円	1,350円	1,467円

○他市の状況

令和5年度における越谷市の下限額は、見習い等の下限額に特例を設けている18自治体のうち、軽作業員の設計労務単価に対して1番高い比率で下限額を設定しています。

<令和5年度の下限額設定状況>

自治体名	令和5年度		令和5年度軽作業員設計労務単価に対する各下限額比率				
	見習い・手元等 (A)	年金等の受給者 (B)	軽作業員 設計労務単価 (C)	見習い・手元等 (A)/(C)	比率順 (全18自治体)	年金受給者 (B)/(C)	比率順 (全14自治体)
越谷市	1,467	1,467	2,038	72.0%	1	72.0%	1
千葉県野田市	—	—	2,013	—	—	—	—
神奈川県川崎市	—	—	2,063	—	—	—	—
東京都多摩市	1,135	1,135	2,100	54.0%	13	54.0%	9
神奈川県相模原市	1,120	1,120	2,063	54.3%	12	54.3%	8
東京都国分寺市	—	—	2,100	—	—	—	—
東京都渋谷区	1,172	1,172	2,100	55.8%	11	55.8%	7
神奈川県厚木市	1,107	1,107	2,063	53.7%	14	53.7%	10
福岡県直方市	—	—	1,788	—	—	—	—
東京都足立区	1,384	—	2,100	65.9%	5	—	—
兵庫県三木市	1,020	—	1,763	57.9%	8	—	—
東京都千代田区	—	—	2,100	—	—	—	—
埼玉県草加市	—	—	2,038	—	—	—	—
東京都世田谷区	1,470	1,470	2,100	70.0%	2	70.0%	2
高知県高知市	972	972	1,875	51.8%	16	51.8%	12
千葉県我孫子市	1,043	1,043	2,013	51.8%	17	51.8%	13
兵庫県加西市	1,000	—	1,763	56.7%	10	—	—
兵庫県加東市	1,010	1,010	1,763	57.3%	9	—	—
愛知県豊橋市	1,146	1,146	2,138	53.6%	15	53.6%	11
東京都目黒区	1,470	1,470	2,100	70.0%	2	70.0%	2
東京都日野市	—	—	2,100	—	—	—	—
愛知県豊川市	1,038	1,038	2,138	48.6%	18	48.6%	14
東京都新宿区	1,365	1,365	2,100	65.0%	6	65.0%	5
東京都杉並区	1,470	1,470	2,100	70.0%	2	70.0%	2
東京都江戸川区	1,365	1,365	2,100	65.0%	6	65.0%	5
佐賀県佐賀市	—	—	1,725	—	—	—	—
埼玉県富士見市	—	—	2,038	—	—	—	—
千葉県流山市	—	—	2,013	—	—	—	—
東京都港区	—	—	2,100	—	—	—	—

○上記下限額の積算方法

- ・業務委託下限額と同額
- ・相模原市、渋谷区、厚木市、三木市、加西市、加東市、豊川市
- ・市場の賃金実態等を総合的に勘案
- ・日給1万円になるように設定
- ・軽作業員の設計労務単価の65%の額
- ・軽作業員の設計労務単価の70%の額
- ・軽作業員の労働報酬下限額の67%の額
- ・軽作業員の労働報酬下限額の70%の額
- ・軽作業員の労働報酬下限額の78%の額
- ・軽作業員の労働報酬下限額の80%の額
- ・多摩市
- ・杉並区
- ・新宿区
- ・世田谷区、目黒区、新宿区、江戸川区
- ・豊橋市
- ・我孫子市
- ・足立区
- ・越谷市

○対応案（下限額の計算方法について）：令和5年度同様に「案1」の積算を採用する。

考え方： 「見習い」及び「年金受給者」に係る特例的な下限額の設定水準等については、他自治体と比較すると本市の基準が1番高水準になっていることから、現行の水準を維持するために、基準を継続する考えです。

【案1】 設計労務単価にある職種を基準とし、令和6年度の労働報酬下限額に一定の割合を掛けて下限額を積算する。

※軽作業員を基準とし労働報酬下限額の80%とした場合

1, 902円（軽作業員下限額）×80%≒1, 522円

令和5年度下限額の積算として採用した対応

【案2】 設計労務単価にある職種を基準とし、一定の割合を掛けて下限額を積算する。

※軽作業員の設計労務単価の70%とした場合

2, 113円（軽作業員労務単価）×70%≒1, 480円

【案3】 業務委託等において定めた令和6年度の労働報酬下限額（1, 090円）を適用する。

（2）見習いの定義づけについて

「見習い」の雇用状況については、定義があいまいであるため、各社によって実態が様々です。今年度実施したアンケート調査を参考に、「見習い」について雇用期間等で定義づけをすべきかどうか、協議をお願いいたします。

○対応案

【案1】 「見習い」の一律の定義づけは難しいため、これまで通り、特例賃金を定め、各社の雇用形態に任せる。

※低賃金雇用の抜け穴として、「見習い」を利用されるという懸念は残る。

【案2】 これまで通り特例賃金を定めるが、3か月まで、半年まで、といった雇用期間によって「見習い」の定義を定めて、各事業者に雇用形態を遵守させる。

※アンケートでは、各社とも基準が多種多様であったことと、公契約現場とその他の現場で賃金を使い分けるといった懸念も想定される。

【案3】 定義づけが難しいことと、アンケートでは建設現場において「見習い」として雇用している実態が少ないことから、「見習い」の特例賃金自体を撤廃する。

※アンケートでは、「見習い」を想定している事業者は3分の1あり、また「見習い」を選択肢として継続すべき、という事業者が過半数を占めた。

(3) 年金受給者に係る特例的下限額を設定する必要性について

- ・在職老齢年金の支給調整基準について（令和4年度から変更有）

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金は、「総報酬月額相当額」と「老齢厚生年金の基本月額」の合計が『28万円』を上回った場合は年金額の全部または一部が支給停止されていましたが、令和4年4月以降は65歳以上の方と同様に、「総報酬月額相当額」と「老齢厚生年金の基本月額」の合計が『47万円』を上回った場合は年金額の全部または一部が支給停止されることとなりました。

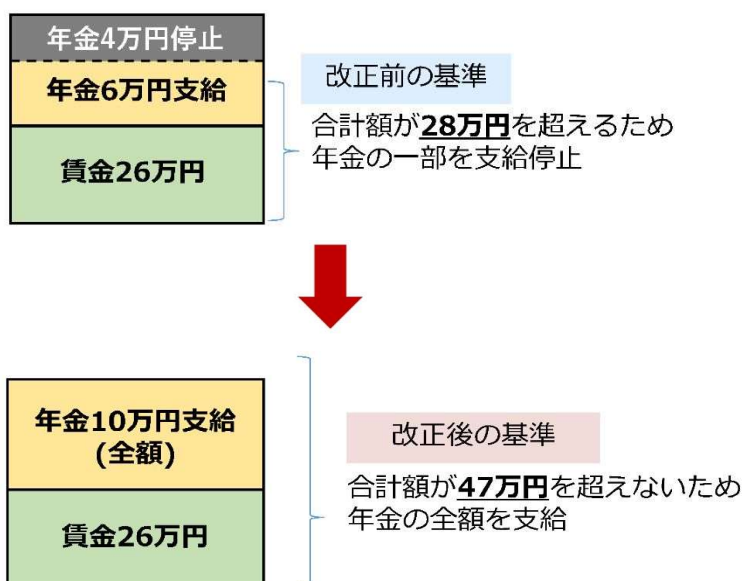
【令和4年4月以降の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき	➡	支給停止額 = 0円（全額支給）
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき	➡	支給停止額 = (総報酬月額相当額+基本月額-47万円) × 1/2 × 12

<用語の説明>

- ・ **基本月額**
加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の月額
- ・ **総報酬月額相当額**
(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12

【例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合】



○対応案

【案1】 アンケート結果から、年金受給のために賃金により調整をしている労働者は非常に少ないと思われ、また支給調整基準も拡充されて影響も少なくなったことから、「年金受給者」の特例賃金は廃止する。（労働時間で賃金調整することは可能）

【案2】 アンケートでは、35%の事業者が特例を継続すべきと回答したため、適用する場面は少ないとはいえ、選択肢として「年金受給者」の特例賃金は残す。

令和5年3月24日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市労働報酬等審議会
会長 江原 智



令和5年度労働報酬下限額について（答申）

令和4年10月7日付け越契第257号で諮問のありました標記の件について、当審議会において必要な事項を審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

記

1 工事の請負の契約に係る労働報酬下限額について

令和5年度公共工事設計労務単価等の90パーセントを基準とした別紙のとおりとすることが望ましい。

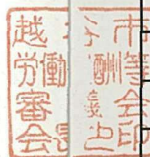
なお、見習いとして従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等は、軽作業員の労働報酬下限額の80パーセントに相当する金額1,467円（1時間当たり）が望ましい。

2 付帯意見

- (1) 見習いとして従事する労働者等については、通常の労働報酬下限額よりも低額に設定することに見合った対象範囲をより明確にする必要があるため、その定義について、次期以降の審議会において、アンケート結果等を踏まえて検討されたい。
- (2) 年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等については、調整基準が変更されたことも踏まえ、特例下限額の設定の必要性について、次期以降の審議会において、アンケート結果等を踏まえて検討されたい。

〔単価：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,835	27	普通船員	2,981
2	普通作業員	2,576	28	潜水士	4,939
3	軽作業員	1,834	29	潜水連絡員	3,701
4	造園工	2,565	30	潜水送気員	3,623
5	法面工	3,240	31	山林砂防工	3,263
6	とび工	3,285	32	軌道工	6,030
7	石工	3,285	33	型わく工	3,083
8	ブロック工	3,105	34	大工	3,105
9	電工	2,948	35	左官	3,218
10	鉄筋工	3,206	36	配管工	2,768
11	鉄骨工	2,903	37	はつり工	3,071
12	塗装工	3,330	38	防水工	3,555
13	溶接工	3,420	39	板金工	3,443
14	運転手（特殊）	3,173	40	タイル工	2,932
15	運転手（一般）	2,689	41	サッシ工	3,229
16	潜かん工	3,611	42	屋根ふき工	2,960
17	潜かん世話役	4,489	43	内装工	3,386
18	さく岩工	3,825	44	ガラス工	3,229
19	トンネル特殊工	3,600	45	建具工	2,932
20	トンネル作業員	3,026	46	ダクト工	2,914
21	トンネル世話役	4,140	47	保温工	2,824
22	橋りょう特殊工	3,645	48	建築ブロック工	2,932
23	橋りょう塗装工	3,521	49	設備機械工	2,858
24	橋りょう世話役	4,095	50	交通誘導警備員A	1,890
25	土木一般世話役	3,094	51	交通誘導警備員B	1,676
26	高級船員	3,758			



令和5年度越谷市労働報酬等審議会 第2回会議

【受注者・労働者アンケート調査結果資料】

1. 受注者向けアンケート調査結果
2. 労働者向けアンケート調査結果

1 受注者向けアンケート調査結果

見習い・年金受給者の実態を把握するため、市内事業者及び受注実績のある市外事業者の方を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象：市内事業者及び受注実績のある市外事業者 151者（市内114者、市外37者）

（※アンケートでは、おおむね直近1年間の状況を対象としています）

調査期間：令和5年12月6日～12月28日

回答数：40者

No.	(各問) 上段：設問 下段：回答内容
問1	<p>Q：これまで施工した現場に従事した労働者の中に、見習いの労働者はいましたか</p> <p>①いた：2者 ②いなかった：38者</p>
問2	<p>Q：見習い・手元労働者は、現場に従事した全労働者のうち、平均で各現場にどのくらいの割合でいましたか</p> <p>・1現場につき、5人中1人程度 (20.0%) ・1現場につき、10人中1人程度 (10.0%)</p>
問3	<p>Q：見習いとして雇用する場合は、どのような要件を設定していますか。（想定していますか。）</p> <p>①経験によらず入社期間で判断 : 8者 → (内訳) 3か月：7者、6か月：1者</p> <p>②経験者と未経験者で入社期間で差をつけている : 3者 → (3者の内訳) (1) 未経験者：入社12カ月まで、経験者：入社2カ月まで (2) 未経験者：入社24カ月まで、経験者：入社6カ月まで (3) 未経験者：入社2カ月まで、経験者：なし</p> <p>③見習いという雇用形態を要件としていない(想定していない) : 28者</p> <p>④その他 : 1者(自由記入欄回答なし)</p>
問4	<p>Q：見習いについて、特例的に低い下限額を定めてますが今後継続していくべきであると思えますか</p> <p>①継続すべき：26者 ②継続する必要はない：13者</p>
問5	<p>Q：見習いについて、現行の基準以外に適用すべき基準等があればご教授ください</p> <p>普通作業員：9者</p>

	<p>Q：問4又は問5で回答した理由をお答えください。</p>
問6	<p><継続すべき></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見習い労働者について、普通作業員として従事することが多いため、普通作業員の労働報酬下限額を基準とするべきである ・ 見習い労働者を1人で従事させることはなく（従事する者と計上せず）、代わりとなる普通作業員を付けている為。 ・ 通常作業員に指導される立場でありスキルもないことから同じ水準にはできない。 ・ 見習い労働者は、普通作業員との仕事に対しての割合が違う為。 ・ 普通作業員と作業内容は変わらないので、普通作業員の下限額が妥当であると思う。 ・ 見習い労働者と言って報酬下限額を軽作業員の賃金水準にこの考え方は、労働者確保の観点からは優位ではあるがこれからの人材不足の中では働き手側に少しでも保障を出来るよう考え普通作業員の報酬下限額にした方が良くと思います。 <p>・ 職種により労務単金が違うという考え方があるため、能力、経験値によって労務単金が違うという考えもあって良いと思う。</p> <p>・ 下限額がなかった場合、見習い労働者の賃金を雇用者が自由に決めてしまい、見習い労働者にとって不利な条件になってしまうから。</p> <p>・ 弊社では、見習い労働者という雇用形態で採用をしない方針ですが、労働者の賃金水準を底上げする必要性はあるものと考えています。ただし、雇用主からすれば労働者の権利拡大にともない、雇入れのリスクは高まるものと考えます。</p> <p>・ 見習い労働者と見習いではない労働者を同じ労働報酬下限額を設定することは雇用主にとっては賃金支払い負担増となるため、見習い労働者の就労機会確保と雇い主の健全経営の観点から、見習い労働者については特例的な賃金水準を設定するべきである。</p> <p>・ 協力業者もあえて見習い労働者を現場に出しているわけではないと思う。その分上司がフォローしつつ仕事は行っていると考えているので、見習いに対して賃金を変えることはしていない。</p> <hr/> <p><継続する必要はない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見習い作業員でも重量物の運搬等の一般作業は実施するので、普通作業員と同等とするべき
問7	<p>Q：年金を受給している労働者で、年金を満額受給するため、収入調整をしている方はいましたか</p> <p>①いた：1者 ②いなかった：38者 （無回答1）</p>
問8	<p>Q：見習い・手元労働者は、現場に従事した全労働者のうち、平均で各現場にどのくらいの割合でいましたか</p> <p>・ 1現場につき1人 （※割合不明）</p>
問9	<p>Q：収入調整している労働者に特例的に低い下限額を定めてますが今後継続していくべきであると思いますか</p> <p>①継続すべき：14者 ②継続する必要はない：24者 （無回答2）</p>
問10	<p>Q：問9で回答した理由をお答えください</p> <p><継続すべき></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金の支給額を減額されることのないようにするべきだと思います。 ・ 年金を満額受給する為には必要な措置と考えています。 ・ 年金の支給額が減額される等の不利益があるならば、賃金の調整は必要であると思う。 ・ 年金受給しながら労働している人の賃金が保証されているほうがよいと思った為。 ・ 現在収入調整している労働者がいないため、判断しかねるため継続回答にします。 ・ 年金受給者が支給額を減額される恐れがあるため特例的に低い賃金水準を設定するべき。 ・ 年金受給者の支給額に不利益が出る恐れがある為と定めていますが、本来ならば賃金水準の設定以前に年金受給の制度の見直しをした方が良くと思います。 <hr/> <p><継続する必要はない></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受給者で収入を調整している労働者は過去にいたことがないため、年金受給者について、特例設定は不要であると思われる。

受注者向けアンケート調査結果まとめ

【見習いについて】

- ① 「見習い」として労働者を雇用している事業者は、40社中2社のみである。その2者は、維持管理業務委託が1者、市外のメンテナンス業務が1者であり、建設工事を請け負った会社については全て「見習いはいない」という回答であった。(建設工事において、「見習い」は事実上いなかったと判断できる)
- ② 「見習い」を想定していない事業者が28者と、全体の3分の2を占めている。
- ③ 「見習い」を雇用形態として想定している業者は13者いたが、各社でその基準は多種多様であった。(全ての会社が『入社期間』を基に定義している)
- ④ 「見習い」を想定していない会社も含めて、「見習い」を選択肢として継続すべきであるとした会社が26者(65%)を占めた。

【年金受給者について】

- ① 「年金受給者で収入調整をしている労働者」は現場にほとんどいない(いると答えたのは40者中1者であり、割合も不明)。
- ② 年金受給者の特例を「継続すべき」とした業者は全体の35%であった。(40者中14者)
- ③ 「継続すべき」とした理由については、「年金の支給額を減額されることのないように配慮すべきである」というものが多数を占めた。(具体的な基準については、特に意見はなかった)

2 労働者向けアンケート調査結果

見習い・年金受給者の実態を把握するため、市発注工事の現場で働く労働者を対象にアンケート調査を実施しました。

対象・回答：①公園整備工事（西大袋第1号公園）0名、 ②橋梁耐震整備工事（千代田橋）16名 ③しらこぼと運動公園競技場改修工事7名、 ④市立大袋小学校外構等改修工事11名 ⑤（仮称）緑の森公園保育所建設工事23名
調査期間：令和5年11月20日～令和6年1月末
回答数：57名

No.	(各問) 上段：設問 下段：回答内容
問1	<p>Q：あなたが今働いている現場は、市の公契約条例の対象工事であり、市が独自に決めた労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。</p> <p>1 知っている 28名 2 知らない 29名</p>
問2	<p>Q：（問1で「知っている。」と答えた方のみ御回答ください）※複数回答あり 公契約条例についてどうやって知りましたか。その他の場合は、内容をご記入ください。</p> <p>1 現場（職場）の掲示物（ポスター等）で知った。 15名 2 現場で配布されたチラシで知った。 1名 3 現場の朝礼や新規入場者教育で知った。 10名 4 勤務先からの説明等で知った。 4名 5 その他（内容をご記入ください） ※自由記入なし</p>
問3	<p>Q：あなたが今働いている工事での賃金は、他の工事と比べて高いですか、低いですか。</p> <p>1 高い 0名 2 低い 14名 3 変わらない 21名 4 わからない 22名</p>
問4	<p>Q：労働報酬下限額は、右ページの一覧のとおり、普通作業員や電工、配管工などの職種ごとで異なりますが、あなたは労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。また、職種名をご記入ください。</p> <p>1 もらっている 15名 2 もらっていない 16名（配管工4名、普通作業員3名、鉄筋工2名、ほか型枠工等） 3 わからない 25名</p> <p>※「もらっていない」内訳：緑の森公園11名、千代田橋3名、しらこぼと・大袋小各1名</p>
問5	<p>Q：問4で「もらっていない。」と答えた方のみ御回答ください 労働報酬下限額以上の賃金をもらっていない理由及び職種をご記入ください。</p> <p>・会社として成り立たない ・1日あたりの賃金が賃金表より低い</p>

	Q：あなたは、元請負事業者の従事者ですか。下請負事業者の従事者ですか。
問6	1 元請負事業者 2名 2 下請負事業者 52名 3 わからない 3名
	Q：（問6で「下請負事業者。」と答えた方のみ御回答ください） 何次下請にあたるか御回答ください。
問7	1 1次下請 40名 2 2次下請 11名 3 3次下請以降 1名 4 わからない 1名
	Q：公契約条例の対象となった工事の労働者は、労働報酬下限額を下回った賃金が支払われている場合に市または受注者（元請業者）にその旨の申し出をすることができます。このことを知っていますか。
問8	1 知っている 16名 2 知らない 39名
	Q：あなたは年金を受給していますか。
問9	1 受給している 6名 2 受給していない 49名
	Q：（問9で「受給している。」と答えた方のみお答えください） 年金を満額受給するため、労働時間を短くする等、収入の調整をしていますか？ また、年金の受給額（月額）をご記入ください。
問10	1 調整している 2名（年金月額 7万円、16万円） 2 調整していない 4名（年金月額 5万円、7万円）
	Q：（問10で「調整している。」と答えた方のみお答えください） 年金を満額受給するため、どのような方法で収入を調整していますか？（自由記入）
問11	（回答なし）
	Q：あなたは現在試用期間中ですか。試用期間中である場合、入社何カ月目ですか？
問12	1 試用期間中である 1名（12か月半） 2 試用期間中ではない 50名
	Q：（問12で「試用期間中である」と答えた方のみお答えください。） 試用期間中であることを理由に、一般的な給与水準と比較して低い給与水準で受給していますか
問13	1 受給している 2 受給していない 3 わからない 1名
	Q：その他、公契約条例について、ご意見がございましたらご記入ください。
問14	・もっと単価を上げてください

労働者向けアンケート調査結果まとめ

【見習いについて】

- ①「見習い」（試用期間中）として働いている労働者は1名のみ（2％）。既に1年以上働いている方であった。給与水準については「わからない」という回答。

【年金受給者について】

- ①年金受給者は、回答55名中6名（10.9％）。
- ②その内「年金受給者で収入調整をしている労働者」は2名（3.6％）。
- ③2名の年金月額「7万円」と「16万円」であり、それぞれ年金支給調整基準額（47万円）まで「40万円」と「31万円」の差がある。
- ④『調整方法』については未記入であったため、「賃金」による調整なのか、「労働時間」による調整なのかは不明。